



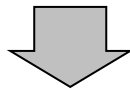
サービス利用の流れ

利用申請
(社会福祉課障がい福祉係)



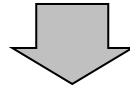
サービス等利用計画案の作成

サービスの利用には、「指定障害児相談支援事業者」の作成した「サービス等利用計画」または家族の方等が作成した「セルフプラン」を市に提出していただく必要があります。



支給決定・受給者証交付

「受給者証」には支給決定された内容(支給量、支給時間、利用者負担額等)が記載されます



サービスの利用



【障害児通所支援の一覧】

サービスの種類	内 容
①児童発達支援	通所による療育等の支援が必要な未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。
②医療型 児童発達支援	通所による療育等の支援が必要な未就学児を対象に、肢体不自由の障がい児または重症心身障がい児の発達支援および治療を行います。
③放課後等 デイサービス	通所による療育等の支援が必要な就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
④居宅訪問型 児童発達支援	居宅訪問による療育等の支援が必要な重度の障がい児等を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
⑤保育所等 訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的支援が必要な方を対象に、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。